

介護老人保健施設ひまわりの里 重要事項説明書
＜通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション＞

当施設は介護保険の指定を受けています。

当施設はご契約者に対して介護老人保健施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明し、本書面を交付致します。

※当施設への通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、原則として要介護認定の結果「要介護」及び「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

◆◆◆ 目次 ◆◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 職員の配置状況.....	2
4. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
5. 苦情の受付について.....	6
6. 留意事項.....	8
7. 損害賠償について.....	10

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 本荘久寿会 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県由利本荘市浜三川字小山口20番地 |
| (3) 電話番号 | 0184-27-1133 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 佐藤 大 |
| (5) 設立年月 | 平成6年10月5日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 介護老人保健施設
(2) 施設の名称 介護老人保健施設 ひまわりの里
(3) 事業所番号 0550580021
(4) 施設の所在地 秋田県由利本荘市浜三川字小山口20番地
(5) 電話番号 0184-27-1133
(6) 施設長(管理者)氏名 平野 裕
(7) 開設年月 平成7年11月16日
(8) 入所定員 100人
(9) 通所定員 30人
(10) 当施設の運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることが出来るように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続出来るよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用下さい。

- ①利用者の家庭復帰を目指す
- ②在宅ケアを支援する
- ③地域に開かれた施設
- ④家庭的な雰囲気の中で日々の生活を支援する

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して介護老人保健施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	夜間
1. 施設長(医師)	1名	0名	0名
2. 介護職員	6名以上	0名	0名
3. 支援相談員(兼務)	1名	0名	0名
4. 看護職員	1名	0名	0名
5. 理学療法士(兼務)	6名	0名	0名
6. 作業療法士	0名	1名	0名
7. 薬剤師	0名	1名	0名
8. 管理栄養士(兼務)	1名	0名	0名
9. 歯科衛生士(兼務)	1名	0名	0名
10. 介護支援専門員(兼務)	1名	0名	0名
11. 事務職員(兼務)	2名	0名	0名
12. 技能職員	2名	0名	0名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	8 : 30 ~ 17 : 30
2. 介護職員	8 : 00 ~ 17 : 00
3. 看護職員	8 : 00 ~ 17 : 00
4. 理学療法士	8 : 30 ~ 17 : 30

〈通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション営業日及び営業時間〉

①年始休み、日曜を除く毎日

②営業日の午前9時20分から午後4時00分まで

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費・食費を除き介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 昼食 11 : 35 ~

②入浴

- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・理学療法士により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練(リハビリ・レクリエーション等)を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。(医学的管理・看護)

⑥その他

- ・通所リハビリテーション計画書(ケアプラン)の立案
- ・相談援助サービス

<サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費の合計金額をお支払い下さい。

通常の事業実施地域は由利本荘市（旧本荘市、旧大内町、旧岩城町、旧西目町）となります。

《通所リハビリテーション》 当施設の利用時間は6時間以上7時間未満です
（サービス利用料金は、契約者の要介護度、負担割合に応じ異なります。）

【利用負担1割】

1.契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 7,100 円	要介護度 2 8,440 円	要介護度 3 9,740 円	要介護度 4 11,290 円	要介護度 5 12,810 円
2.うち、介護保険から給付される金額	6,390 円	7,596 円	8,766 円	10,161 円	11,529 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	710 円	844 円	974 円	1,129 円	1,281 円
4.食費（実費）	500 円				
5.入浴	40 円				
6.サービス提供体制強化加算	22 円				
7.介護職員処遇改善加算等（3＋5＋6）×7.7%	59 円	70 円	80 円	92 円	103 円
自己負担額合計（3～7の合計）	1,331 円	1,476 円	1,616 円	1,783 円	1,946 円

【利用負担2割】

1.契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 7,100 円	要介護度 2 8,440 円	要介護度 3 9,740 円	要介護度 4 11,290 円	要介護度 5 12,810 円
2.うち、介護保険から給付される金額	5,680 円	6,752 円	7,792 円	9,032 円	10,248 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,420 円	1,688 円	1,948 円	2,258 円	2,562 円
4.食費（実費）	500 円				
5.入浴	80 円				
6.サービス提供体制強化加算	44 円				
7.介護職員処遇改善加算等（3＋5＋6）×7.7%	119 円	140 円	160 円	183 円	207 円
自己負担額合計（3～7の合計）	2,163 円	2,452 円	2,732 円	3,065 円	3,393 円

【利用負担3割】

1.契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 7,100 円	要介護度 2 8,440 円	要介護度 3 9,740 円	要介護度 4 11,290 円	要介護度 5 12,810 円
2.うち、介護保険から給付される金額	4,970 円	5,908 円	6,818 円	7,903 円	8,967 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	2,130 円	2,532 円	2,922 円	3,387 円	3,843 円
4.食費（実費）	500 円				
5.入浴	120 円				
6.サービス提供体制強化加算	66 円				
7.介護職員処遇改善加算等（3＋5＋6）×7.7%	178 円	209 円	239 円	275 円	310 円
自己負担額合計（3～7の合計）	2,994 円	3,427 円	3,847 円	4,348 円	4,839 円

※介護職員処遇改善加算 (所定単位数×4.7%)

※介護職員等特定処遇改善加算 (所定単位数×2.0%)

※介護職員等ベースアップ等支援加算 (所定単位数×1.0%)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆介護保険サービスを利用する際は、「介護保険負担割合証」を「介護保険被保険者証」に添えて提示して下さい。

その他の加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
口腔機能向上加算(月2回を限度)	150円/回	300円/回	450円/回
重度療養管理加算(要介護3以上)	100円/日	200円/回	300円/回
送迎を行わない場合(減算)片道	片道△47円	片道△94円	片道△141円

《介護予防通所リハビリテーション》

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1(基本料金)	2053円/月	4106円/月	6159円/月
サービス提供体制強化加算	88円/月	176円/月	264円/月
利用開始月から12月超	20円/月	40円/月	60円/月
要支援2(基本料金)	3999円/月	7998円/月	11997円/月
サービス提供体制強化加算	176円/月	352円/月	528円/月
利用開始月から12月超	40円/月	80円/月	120円/月

☆その他の加算

その他の加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
運動器機能向上加算	225円/月	450円/月	675円/月
口腔機能向上加算	150円/月	300円/月	450円/月
選択的サービス複数実施加算(I)	480円/月	960円/月	1440円/月
食費(実費)500円/回			

※介護職員処遇改善加算 【所定単位数×4.7%】

※介護職員等特定処遇改善加算 【所定単位数×2.0%】

※介護職員等ベースアップ等支援加算 【所定単位数×1.0%】

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事(酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金: 要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月 8 回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：実費 1, 500 円～2, 000 円

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

教養娯楽費 実費

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、当該合計額を請求書受理後10日以内に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
きらやか銀行 石脇出張所 普通 042394
介護老人保健施設 ひまわりの里
理事長 佐藤 大
ウ. 指定口座からの引き落とし
契約時において所定の用紙で申し込んでいただきます。

(4) 利用契約違反

本契約は、ご契約者と施設の信頼関係で成立しますが、2ヶ月以上、利用料の滞納があった場合は、契約違反とみなし、施設利用をお断りします。

(5) 協力医療機関等

当施設では下記の医療機関に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いしています。通所リハビリテーションでは、基本的に入院治療の必要のない病状安定期にある要介護者を利用対象としております。

- 1、通所リハビリテーション利用中は、緊急やむをえない場合を除いて、基本的に他の医療機関にはかかりません。ただし、利用者の心身の状況等の必要性に応じサービス提供時間外の受診は可能です。
- 2、施設利用中、他の医療機関を受診される場合、原則としてご家族の付き添いとなります。ご家族の付き添いが困難な場合は施設職員にご相談下さい。
- 3、施設利用後は、かかりつけ医にて診療を続けていただきます。

5. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 施設長 平野 裕
- 苦情受付窓口(担当者) 支援相談員 池田 和弘
- 受付時間 8:30～17:30

また、御意見箱を当施設内3カ所に設置しています。

苦情が発生した場合は、別に定める相談・苦情解決手順書に従い適切に処理します。

円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順

- 苦情解決責任者は、利用者等に対し苦情解決の仕組みを十分に周知・説明する。
- 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情の受付をする。内容は書面に記録し、申出人に確認する。
- 苦情受付担当者は、受付けた苦情を苦情解決責任者へ報告する。
- 苦情解決責任者は、苦情申出人と話し合いを行い、解決案を提示する。立会人は内容の確認、解決案の調整・助言、結果や改善事項の確認を行う。
- 苦情受付担当者は、苦情受付から解決改善までの経過と結果について記録する。
- 苦情解決責任者は、改善を約束した事項について、一定期間経過後、苦情申出人等に報告する。
- 苦情解決責任者は、苦情解決の取り組み実績を「事業報告書」や「広報誌」等で公表する。

※ 具体的な対応方針

- 苦情の申出により、苦情受付担当者が相手方、本人の事情を聴取する。
 - 事業所内でサービス向上委員会を開催する。
 - その結果により、申出人・利用者等への必要な対応を行う。
 - 苦情受付書等に記録の上、事業所内の全体会議等で再発に努めるようにする。
- その他参考事項
- 損害賠償の発生に備え、賠償保険へ加入している。
 - 職員研修等で、速やかな苦情処理を身につける。
 - 苦情の発生しないサービスの提供に心がける。

(2) 第三者委員 施設へ直接話しにくい場合など、公平、中立な立場より苦情に対応します。

- ① 弁護士 塚本祐文
所在地 由利本荘市本荘9-3 菊長ビル2階 塚本法律事務所
TEL 0184-22-3321
- ② 委員 猪股健一
所在地 由利本荘市館字石沢館2-4
TEL 0184-29-2232
- ③ 委員 高橋金一
所在地 由利本荘市西目町海士剝字北沢3
TEL 0184-33-2494
- ④ 委員 高橋美貴子
所在地 由利本荘市大鋸町7-9-7
TEL 090-7932-0260
- ⑤ 委員 齋藤久子
所在地 由利本荘市二番堰5-3
TEL 0184-24-3464

(3) 行政機関その他苦情受付機関 ※福祉サービス第三者評価は実施していない。

秋田県福祉サービス 相談支援センター	所在地	秋田市旭北栄町 1 - 5 秋田県社会福祉会館 2階 TEL 018-864-2726 FAX 018-864-2742
秋田県国民健康保険 団体連合会	所在地	秋田市山王四丁目 2 - 3 秋田県市町村会館 4階 TEL 018-883-1550 FAX 018-883-1551
健康福祉部 長寿いきが課	所在地	秋田県由利本荘市尾崎 1 7 番地 TEL 0184-24-6321 FAX 0184-24-0480
本荘由利広域 市町村圏組合	所在地	秋田県由利本荘市尾崎 1 7 番地 本荘由利広域行政センター内 TEL 0184-24-3347 FAX 0184-24-3359

6. 留意事項

(1) 非常災害対策

火災、地震等の災害時の避難誘導は、当施設の防災マニュアルにそって行います。利用者の方に出来る限り不安のないよう配慮いたしますので、ご安心下さい。

なお、危険防止のため、施設内での火気の使用についてはご遠慮願います。

防災設備 消火器、消火栓、防火扉の設置

防災訓練 年 2 回

(2) 安全管理対策

リスクマネジメント委員会を月 1 回開催し、当施設の安全対策を協議・検討いたします。

(3) 感染症予防対策

感染症対策委員会を月 1 回開催します。感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議・検討し、感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。

(4) 飲酒・喫煙

飲酒、喫煙を希望される方は必ずご相談下さい。許可された場合でも、職員の指示に従い、所定の場所で行って頂きます。

(5) 金銭・貴重品の管理について

施設内には高額な現金、または貴重品をお持ち込みにならないよう、お願いします。盗難、紛失等のトラブルに関して、当施設では責任を負いかねます。

(6) 禁止事項

施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂く為に、営利行為や宗教の勧誘、特定の政治活動を禁じております。また、ペットの持ち込み等もお控え下さい。

利用者又は家族等が、他の利用者及び職員に対して、一般的にパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントとみなされる行為は禁止です。

(7) 施設・設備の使用上の注意

(ア) 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

(イ) 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(8) 介護保険証の確認

利用の申込みにあたり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(9) 身体拘束について

当施設は、原則として契約者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、別に定める身体拘束管理手順書に従い、施設長の裁量で身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行う場合があります。

(10) 虐待防止について

当施設は、契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(11) プライバシーに配慮した介助について

職員は入浴・排泄等の目的を十分に理解し、利用者に負担がかからないよう配慮した介助を行います。入浴・排泄等の介助について同性介助の意向が確認された利用者については、職員間で周知徹底し、できる限り意向に沿った介助を行います。同性による処遇が人員体制上困難な場合は、利用者に対し十分な説明を行い了承していただくこととします。

(12) 事故発生時の対応について

当施設において、事故が発生した場合は、別に定める事故対応手順書に従い、適切に処理します。

(13) 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(14) 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(15) 個人情報の使用について

当施設とその職員は、業務上知り得た契約者又は身元保証人若しくはその家族等に関する情報を使用するにあたり、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、必要と認められる場合はこの限りではありません。また、当施設が提供するサービスの過程において、利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため、個人情報を使用することについて、事前に個人情報の使用に係る同意書を別に取り交わすこととする。

(16) 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を、後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

7. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

介護老人保健施設 通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション利用同意書

私は、介護老人保健施設ひまわりの里を利用するにあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、本書面を受領し、介護老人保健施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

身元保証人 住 所

氏 名

介護老人保健施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付致しました。

説明者

秋田県由利本荘市浜三川字小山口20番地
介護老人保健施設 ひまわりの里

理事長 佐藤 大 印

管理者 平野 裕 印